

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 10 月 15 日

高知県警察本部長 岩田 康弘

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借物件

試験車両（準中型 A T（貨物型））一台

(2) 賃貸借期間

令和 8 年 3 月 25 日から令和 13 年 2 月 28 日まで

(3) 賃貸借数量及び納入場所

入札説明書による。

(4) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和 6 から 8 年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、契約を完全に履行する業務の実施体制及び能力を備えている者であること。

(6) 4 の (3) によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和 6 年度から令和 8 年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格

等（令和５年９月高知県告示第６３８号。以下「告示」という。）第１の２の（９）に該当し、告示第７の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第１の２の（９）に該当しないこと。

- （７） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

３ 契約条項を示す場所等

- （１） 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 780－8544

高知市丸ノ内二丁目 4－30

高知県警察本部 装備施設課 装備係

電話番号 088－826－0110（内線 2272）

- （２） 入札説明書の交付方法

入札公告の日から令和 7 年 10 月 27 日（月）午後 5 時までの間に（１）の交付場所で交付する。

- （３） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 10 月 31 日（金）午前 10 時 30 分

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目 4－30

高知県警察本部 4 階 403 会議室

４ その他

- （１） 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- （２） 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号。以下「規則」という。）第 9 条、第 10 条、第 39 条及び第 40 条の規定による。

- （３） 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の仕様に応じた物品及び数量を確実に納入し得ることができることを証明する書類を令和 7 年 10 月 27 日（月）午後 5 時までに 3 の（１）の交付場所に提出しなければならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- （４） 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第 21 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （５） 落札者の決定方法

規則第 15 条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日

までの間に、告示第 1 の 2 の（9）に該当し、告示第 7 の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第 1 の 2 の（9）に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

（6） 手続における交渉の有無

無

（7） 契約書作成の要否

要

（8） 入札書の郵送

認めない

（9） 詳細は、入札説明書による。